

社会保険法判例

常 森 裕 介

国民健康保険一部負担金減免取扱要領が不合理であること等を理由として、減免不承認処分を裁量権の範囲を逸脱したもので違法とした事例

秋田地裁平成22年4月30日判決（平成19年（行ウ）第11号，国民健康保険一部負担金減免不承認処分取消等請求事件） 判例集未登載

I 事案の概要

Xは5人世帯（他に母，妻，長男，二男）の世帯主であり，Xを含め全員がY国民健康保険の被保険者である。平成18年当時のX世帯の収入は，X及び母の桜皮細工製造業による収入，スーパーマーケットで働く妻の給与収入，母の国民年金収入であった。

国民健康保険法（以下，「法」）3条1項に基づく国民健康保険の保険者であるYは，仙北市国民健康保険税条例及び同施行規則を定め，ここでは，地方税法717条を受け，世帯の収入が生活保護基準以下の者で，就学援助等の公的扶助を受けている者又は公私の扶助を受けている者と同程度の生活困窮状態にある者等につき，保険税を全額免除する旨規定していた。平成18年7月，Xは，同年度の国民健康保険税22万800円の減免申請を行った。仙北市長は，X世帯の収入が生活保護基準を上回るとして，この申請をいったん不承認としたものの，その後，Xの異議申立てを受け，同年12月，X世帯の収入が生活保護基準を下回ると判断し，前記不承認決定を変更

して，Xの同年度の国民健康保険税を全額免除する決定をした。

Xの母は，平成18年8月2日から同月15日までA病院に入院し，同年12月2日から同月8日まで同病院に再入院し，再入院の際胃の摘出手術を受けた。

同年9月28日，Xは国民健康保険一部負担金減免申請（以下，「減免申請」）をするつもりで仙北市役所に赴いたが，Y職員とやりとりをした上，同日は減免申請せずに帰宅した。同年10月26日，Xは，同日付けの減免申請書を，免除の割合，期間の欄及び理由欄を空欄としたままY職員に提出し，仙北市長に対し，減免申請を行った（以下，「本件申請」）。同年11月9日，Y職員がXの職場を訪れ，減免申請書の空欄部分を補正するよう求め，Xは割合，期間，理由（「第2条(4)専従の母親が病気のため収入が減少するため」）などの補正を行った。仙北市長は，同月21日付けで，本件申請を不承認とし（以下，「本件処分」），「仙北市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱要領（以下，「本件取扱要領」）第2条の(4)に該当するとの申請であるが，同条各号は世帯主がいずれかになった場合に減免の

対象となるものであり、本申請は同条(4)に該当するとは認められない」という理由を付してXに本件処分を通知した。XはYに対し、本件処分が違法であるとして、取消を求める訴えを提起した。

なお判決に関わる本件取扱要領2条、4条の規定は次のとおりである。

(対象者)

第2条 法第44条第1項に規定する特別な理由がある被保険者は、次の各号のいずれかに該当する一部負担金の支払の義務を負う世帯主（擬制世帯主を含む。以下「世帯主」という。）とする。

(1) 震災、風水害、火災その他これに類する火災により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 干ばつ、冷害、凍霜等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(一部負担金の減免)

第4条 保険者は、世帯主が第2条の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において、一部負担金の支払が困難であり減免又は免除の必要があると認める者に対し、別表の当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合により、3か月以内の期間を限って一部負担金を減額又は免除するものとする。

2 前項に規定するその生活が著しく困難となった場合とは、生活保護法の生活保護基準を目安とするものとする。

II 判旨

請求認容

1 一部負担金減免の趣旨について

(1) 国民健康保険制度が相互扶助共済の精神

に則り、保険料・保険税を財源の理念的中心としていること、国民健康保険が強制加入であって、低所得者も被保険者となることが予定されていることから、一定の基準を満たす低所得者には保険税を減額しなければならないこととされ、公私の扶助を受ける者等については条例で保険税を減免することができることとされていること、「法6条9号は、生活保護基準を下回る収入の者については生活保護法による医療扶助等の保護を予定して、これを市町村が行う国民健康保険の被保険者とししないものとしていることなどからすると、国民健康保険制度は、生活保護を受給し得るのに自らの意思で受給しない者に対しては、これを国民健康保険の被保険者とし、保険料・保険税負担について一応、応分の負担を求めた上で、さらにその負担を軽減する措置を設けているものと解される」。

(2) 「一部負担金が保険税・保険料と違って本来の意味で診療等の対価の一部であることを考慮すれば、特段の事情のない限り、診療等を受ける際には一部負担金を支払うべきであって、一部負担金の減免等について定めた法44条は、減免等を認めてその分を保険給付として当該国民健康保険加入者全体の保険料・保険税等の収入から支出しても加入者相互扶助の精神に反しないと認められるだけの『特別の理由』がある場合に限って、その減免等を認めることにより、生活保護等の他の社会制度との調整を図る趣旨の規定であると解するのが相当である。

具体的には、例えば、不可抗力等による事情変更に伴い、一時的に収入を喪失し又は収入が減少するなどして一部負担金負担能力を喪失し又はこれが低下した者について、ある程度短期間のうちに収入が回復することが見込まれる場合であれば、直ちに生活保護の医療扶助等に移行させることなく、収入が回復するまでの短期間一部負担金等を減免したとしても、当該事情変更が生じる以前は保険料・保険税を負担してきたこと、また、収入が回復した後は保険料・保険税を負担することが見込まれることなどを考慮すれば、長期的視点からは加入者相互扶助

の精神に反することにはならず、『特別の理由』があるものと解することができる」。

(3)「生活保護基準を下回る収入の者は、生活保護の医療扶助を受給することが可能であり、自らの意思で生活保護を受給しない場合であっても、保険税負担の軽減が図られているのであるから、その上更に一部負担金を継続的に全額免除するとすれば、全く又はほとんど経済的負担をせずに国民健康保険の適用を受け続けられることになり、加入者相互扶助の精神に明らかに反することとなる。したがって、生活保護基準を下回る収入であることのみを理由としては『特別の理由』があると解することはできないというべきである」。

2 本件取扱要領の合理性について

本件取扱要領2条(1)ないし(4)の規定それ自体は、「特別の理由」に該当するような不可抗力等による事情変更を同条(1)ないし(3)に例示列挙し、同条(4)においてこれらが例示列挙であることを示したものと一応理解することができる。次に、生活困難であって「一部負担金を支払うことが困難」であるかどうかについては、生活保護基準を目安として判断するのが相当であり、世帯の人数や年齢等、世帯主以外の収入等も考慮する必要がある。

「しかるに、本件取扱要領4条の別表は、単に前年の『合計所得金額』(なお、これ自体、世帯主自身の所得を意味するのか、世帯の所得の合計額を意味するのか不明確である。)及び所得の減少幅のみを考慮要素としており、当該世帯の人数等を考慮に入れる余地のないものである。そうすると、同別表では本来考慮すべき要素が捨象されているといわざるを得ず、このような基準をそのまま当てはめることによって、生活が困難であって『一部負担金を支払うことが困難』かどうか、どの程度困難であるからどの程度減免するのかを判断するのは不適当というほかない。

また、当然のことながら、減免の判断に当たっては、他の被保険者、他の減免申請者との均衡

も考慮する必要がある。

しかるに、同要領の別表に従うと、例えば、同要領2条(3)又は(4)に該当し、前年の合計所得が300万円以下であった場合、所得皆無となれば全額免除され、3分の2以上減少すれば8割減額され、2分の1以上減少したときでも6割減額されるのに対し、所得減少が2分の1未満にとどまれば全く減額されないことになるが、減少幅が50%の場合には6割も減額されるのに、49%の場合には全く減免されないというのは、明らかに不均衡で不合理である」。

保険料・保険税減免が条例等によることとされているのとは異なり、法44条において減免の判断が保険者に委ねられているのは、個別具体的な事情を総合的に考慮することが必要であり、画一的基準を設け難いためであるから、「その取扱要領は、想定しうる基本的考慮要素を列挙した上、個別具体的な事情を総合的に考慮する内容でなければならない。

しかるに、本件取扱要領は、同要領2条各号記載の要件に該当した場合には同要領4条の別表記載の区分に応じて別表に定める割合を減免するものとする一方で、これに該当しない申請について減免の許否をどのように判断するのかについては触れておらず、その運用において、これに該当しない申請については減免を一切認めないとするれば、それは法44条が個別具体的な事情を総合考慮することを必要として条例等によらずに保険者の判断に委ねた趣旨に反するというほかない」。

3 本件処分の違法性について

X本人の年収は本件取扱要領4条別表にいう「収入が著しく減少したとき」に該当しないが、4条別表には明らかに不均衡で不合理な結果を生じる部分があること、生活保護基準を目安としたものになっていないことからすれば、「このような本件取扱要領4条の別表に形式的に当てはめ、これに該当しないことのみを理由として本件申請を不承認とすることは、明らかに合理性を欠くというほかない。

さらに、前記2(4)のとおり、一部負担金減免の判断に当たっては、個別具体的な事情を総合考慮する必要がある、『特別の理由』があるかどうかの判断は、本件取扱要領2条各号に該当するかどうかの判断に尽きるものではないにもかかわらず、本件処分は、単に同要領2条各号に該当するかどうか、同要領4条の別表に該当するかどうかのみを形式的に検討してなされており、法44条が『特別の理由』があるかどうか等について個別具体的な事情を総合考慮するため条例等によらせずに減免許可の判断を保険者の裁量に委ねた趣旨をないがしろにするものであるというほかない」。

4 結論

「以上より、本件処分は、著しく合理性を欠き、かつ、法44条の趣旨をないがしろにするものであって、同条による裁量の範囲を逸脱した違法なものであるというほかないから、本件処分は取り消されるべきである」。

Ⅲ 評釈

本判決の結論に賛成する。

1 本判決の意義

本件は国民健康保険の被保険者であったXが、母の疾病罹患に伴う収入減少を理由に、法44条に基づく一部負担金の減免を申請したところ、保険者たるYが本件処分を行ったため、その取消しを求めた事案である。Yは一部負担金減免基準を本件取扱要領で定めており、そもそも本件取扱要領の内容自体が合理的であるかが法44条の趣旨等に照らし問題となった。

一部負担金減免の趣旨について説示した判例は本件以外では見当たらず¹⁾、先例が乏しい中で法44条の解釈、一部負担金減免の性質について詳細に論じた点に本判決の意義がある。本判決は法44条の趣旨を述べ、「特別の理由」の解釈にあたって生活保護基準を参照し、本件取扱要領の構造を検討したうえでこれを不合理なもの

とした。その上で本件取扱要領を機械的に当てはめた本件処分を裁量権の範囲を逸脱した違法なものと結論づけた。以下、法44条の趣旨を本判決に沿って分析し、次に生活保護制度、他の医療費支援制度との比較により、一部負担金減免制度の意義を明らかにする。その上で本件取扱要領の合理性及び本件処分の違法性について検討する。

2 法44条の趣旨

(1) 本判決の捉え方

本判決は国民健康保険制度の目的を「被保険者の相互扶助共済の精神に則り、個々の被保険者の疾病等により生じる経済的負担を被保険者全体において分担させること」と説明し、一部負担金減免について「その分を保険給付として当該国民健康保険加入者全体の保険料・保険税等の収入から支出しても加入者相互扶助の精神に反しないと認められるだけの『特別の理由』がある場合に限って、その減免等を認めることにより、生活保護等の他の社会制度との調整を図る趣旨」であると述べる。

本判決は、法44条にいう「特別の理由」がある場合とは、「例えば、不可抗力等による事情変更に伴い、一時的に収入を喪失し又は収入が減少するなどして一部負担金負担能力を喪失又はこれが低下した者について、ある程度短期間のうちに収入が回復することが見込まれる場合」であると述べ、そのような場合であれば「直ちに生活保護の医療扶助等に移行させることなく、収入が回復するまでの短期間一部負担金を減免等したとしても…長期的視点からは加入者相互扶助の精神に反すること」にはならず、「特別の理由」があると認められるとしている。

本判決は一時的に負担能力を喪失、低下した者が、ある程度短期間のうちに収入等を回復する見込みがある場合に一部負担金の減免を認めている。ここから「特別の理由」を判断する際、負担能力（収入等）低下の一時性を重視している、とすることができる。一部負担金減免の理由になぜ一時性が必要かといえ、長期にわたっ

て負担能力のない者は生活保護制度の医療扶助を受給しうるから、と読むことができる。本判決は法44条全体の趣旨として収入減少の一時性を提示し生活保護制度との区分を明確にしている。この区分が本判決のいう「生活保護等の他の社会制度との調整」であると解される。ただ一部負担金減免において収入減少の一時性を判断要素の一つとすることは是認しうるものの、それを重視することには疑問がある。以下では生活保護制度との関係において一部負担金減免がどのような役割を果たしているのかについて分析する。

(2) 生活保護制度との区分

Xらの世帯の生活困難の程度が生活保護基準以下であったとすれば、実際に受給しえたか否かは措くとしても、Xらには生活保護申請を行う途もあった。

しかし、第1に、保険料・保険税の減免について、生活保護基準以下の世帯が生活保護制度(医療扶助)へ移行することとなれば、スティグマなど様々な問題が生じ、低所得世帯の自立という観点から望ましくないとの指摘²⁾は、一部負担金減免と生活保護制度との関係についても当てはまると考えられる。

第2に、本判決の判示部分から、生活保護基準以下の世帯について、一部負担金減免が医療へのアクセスを保障する役割を担っていると読み取ることができる。本判決は保険税減免につき、国民健康保険制度が「生活保護を受給しうるのに自らの意思で受給しない者」に対して被保険者とし応分の負担を求めた上で、その負担を軽減する措置との理解を示している。

旭川市国民健康保険条例事件上告審判決(最高裁大法廷平成18年3月1日判決・判例時報1923号11頁)、介護保険条例事件上告審判決(最高裁第三小法廷平成18年3月28日判決・判例時報1930号80頁)は、保険税・保険料の減免について、恒常的に困窮状態にある者については生活保護制度による保護が予定されており、保険税・保険料の減免は一時的な生活の困窮に対して「特

別の理由」という条件のもとに行われると述べるのみである。この点は法77条の趣旨との関係について説示した旭川市国民健康保険条例事件控訴審判決(札幌高裁平成11年12月21日判決・判例時報1723号37頁)も同様である。これに対し本判決は保険税減免につき、生活保護制度を自らの意思で受給しない者について、その負担を軽減する趣旨であると述べる(判旨1の(1)参照)。また判旨1の(3)から、生活保護基準以下の世帯であることのみを理由として継続的な全額免除を行うことは否定しているものの、一部負担金減免についても保険税減免と一体となり、生活保護基準以下の低所得世帯に対する医療支援という役割を担うと読むことができる。

生活保護を自らの意思で受給しない低所得世帯につき、その選択を尊重する見方³⁾に依拠すれば、生活保護基準以下の状態にあるからといって直ちに生活保護制度へ移行させるという判断は必ずしも妥当なものとはいえず、生活保護を受給しない場合であっても医療へアクセスできるよう、低所得世帯に対する各種減免制度が重要になると考えられる。

次に、Xらが受給していた各種医療費支援制度との比較を行い、改めて一部負担金減免の趣旨を明らかにする。

(3) 本件における他の医療費支援制度

① 高額療養費制度との関係

高額療養費制度(法57条の2)は多額の費用を要する治療を受ける被保険者の負担軽減を目的とする制度であり、認定事実によれば、Xらは高額療養費の支給を受けていた⁴⁾。ただ高額療養費のみでは低所得者の一部負担軽減という点で不十分な場合がある。また高額療養費制度は低所得者のみを対象にしているわけではなく、所得の区分を設けて低所得者へ配慮しているものの、その目的は多額の費用を要する治療を受ける被保険者の負担軽減であり、治療費に着目する点で一部負担金減免とは異なる⁵⁾。高額療養費制度は低所得世帯にとって一部負担金を軽減する重要な制度ではあるが、そのみではXらの

ような世帯の医療へのアクセスを保障するのに不十分だといえる。

② 保険料・保険税減免との比較

保険料・保険税減免も低所得世帯の医療へのアクセスを支援する制度であり、一部負担金と同じく「特別の理由」がある場合に減免が認められる（法77条，地方税法717条）。

法77条が定める保険料減免について前掲旭川市国民健康保険条例事件控訴審判決は恒常的な生活困窮者には生活保護制度が用意されており，法77条にいう「特別の理由」は一時的に生活が困窮した被保険者が，前年度の所得を基に課された保険料の支払が困難となった場合に認められると判示した⁶⁾。これは生活保護制度との関係において困窮の一時的に着目するという点で，本判決が示す法44条にいう「特別の理由」の解釈と重なる。また既に述べたとおり，本判決は保険税減免と一部負担金減免を，生活保護基準以下の世帯への医療費支援という観点から，一体的に捉えていると読むことができる（判旨1の(3)参照）⁷⁾。

だが前年度からの収入減少については，一部負担金減免よりも，保険料・保険税減免の方がより重要な要素となると考えられる。前掲旭川市国民健康保険条例事件控訴審判決，上告審判決が述べる⁸⁾ とおり，保険税は基本的に前年度の所得を基準として課せられるため，医療給付を受ける時点での被保険者の資力を反映しておらず，前年度の経済状態と当該年度の差を埋めることが保険税減免の趣旨である。これに対し一部負担金減免においては，収入減少の一時的やその割合を考慮しつつも，一部負担金の額が決まるのが医療給付を受けた時点であるため，医療給付を受けた時点での困窮そのものに着目することが求められていると考えられる。

(4) 一部負担金減免の意義

本判決から読み取ることのできる一部負担金減免の意義は，第1に，高額療養費制度や保険料・保険税減免とともに，生活保護基準以下の状態にあったとしても生活保護を受給しない低所得

世帯に対する医療費支援の一部を形成している点にある。第2に，上記のような医療費支援の一部を形成しつつ，他の制度を異なり，現在の生活困窮そのものに着目する点にある。そのため，収入減少の一時的性を判断要素とすること自体は肯定されるものの，収入減少の一時的性という要素を，法44条にいう「特別の理由」の中心に据える本判決の判旨には疑問がある。

3 本件処分の違法性

(1) 本件取扱要領の構造

本件取扱要領は2条で列举された「特別の理由」について該当性を判断し，2条該当性が認められた場合4条で「生活困難」を認定する。2条(1)，(2)は震災，干ばつ等を挙げ，(3)も事業の廃止を原因とする一時的・短期的な著しい減収をその内容とし，(4) (1-3号に類する事由)も同様の内容を示していると考えられる。Xらが2条(4)に該当する場合，次に4条該当性，具体的には「その生活が著しく困難となった場合」に当たるかを判断しなければならない。4条該当性はどのように判断されるかといえ，4条1項において「別表の当該各号」に応じて減額又は免除すると定め，2項において「生活保護法の生活保護基準」を目安とすると規定している。つまり本件取扱要領4条は絶対的基準（生活保護基準）と相対的基準（別表に記載された収入の減少幅）を組み合わせ生活困難を判断している，と読むことができる。

(2) 本件取扱要領の合理性

本判決は主として4条別表が前年の「合計所得金額」及び所得の減少幅のみに着目し他の要素を考慮していないこと，「合計所得金額」及び所得の減少幅に関する定めが不明確，不均衡であること，4条別表に該当しない場合について全く触れていないことを挙げ法44条の趣旨に反するとした。

ここまでの検討によれば，一部負担金減免の特徴は，収入減少の一時的性を要素としつつ，申請者の申請時点での生活の困窮に着目する緊急

支援の性格にあった。4条別表のように収入減少の一時性に着目することは法44条の趣旨を逸脱したものとはいえないが、本判決が総合的な考慮を強調するのは、法44条が生活の困窮そのものに着目しているためであると考えられる。本件取扱要領自身が生活保護基準を目安としてのことからも、「合計所得金額」や減少幅のみに着目することはそれらの趣旨と矛盾しているといえる。また収入減少の割合についても、本件取扱要領のその後の改正⁹⁾を踏まえると、50%以下の場合全く減免が認められないというのは妥当性を欠くと思われる。

本判決の指摘に加えて、そもそも本件取扱要領には条文上大きな不備があると考えられる。Yの主張によれば2条(4)該当性(2条(3)該当性)が問題となり、2条(3)にいう「収入が著しく減少したとき」の判断は結局4条1項別表に拠ることとなる。これは4条全体が絶対的基準と相対的基準を組み合わせて判断する趣旨であると解釈すると、Yの解釈は別表に該当しなければ絶対的基準(生活保護基準)を当てはめることもしないというもので、本件取扱要領の解釈として妥当なものとはいえない。ただYの解釈は本件取扱要領そのものの不備に由来する。すなわち4条では「一部負担金の支払が困難であり減免又は免除の必要があると認める者」に対し別表を適用する、と規定しているにも関わらず、「必要」の基準は何ら設けられておらず、結局別表該当性のみで判断される構造となっている。この構造がYの硬直的解釈につながったものと考えられる。以上のように、本判決が本件取扱要領を不合理としたことは妥当であると考ええる。

(3) 本件処分の違法性

本判決が指摘するとおり、本件処分の問題点は別表への形式的な当てはめと、そのみを理由として本件処分を行ったことにある。本件取扱要領の合理性判断に関わらず、Yは本件取扱要領(2条、4条)該当性を一要素として、あくまで法44条の趣旨に合致するか否かを基準とすべきであったといえる。本件処分は本件取扱要

領の硬直性と、本件処分自体の硬直性という二重の意味で合理性を欠いている。故に本件処分を違法とする本判決は妥当であると考ええる。

4 おわりに

本判決は一部負担金減免の意義を正面から説示した点で先例としての価値を有するとともに、自らの意思で生活保護を受給しない低所得世帯の医療費支援という役割を果たしていることを明らかにした点で意義を有する。本件処分の違法性判断においては本件取扱要領の合理性が主たる判断要素である一方で、低所得者の医療へのアクセスを支えるという観点から一部負担金減免の役割を問うた点で、本判決は注目に値する判決だと思われる。

注

- 1) 岡山地判昭45.3.18判時613号42頁は国民健康保険制度における一部負担金と生活保護制度上の医療扶助における一時負担金の性質の異同について言及し、国立療養所入所規定に規定された医療費の軽減又は無料化が生活保護受給者を対象としていないと判示したものの、法44条が定める一部負担金減免の趣旨について論じているわけではない。
- 2) 介護保険料の減免制度と生活保護制度の関係について、スティグマ、公的負担、低所得者の尊厳といった側面について言及し、保険料を支払えない者に生活保護の受給を促す制度設計は立法政策上望ましくないとしている。関ふ佐子(2007)「判批」「旭川市介護保険料訴訟上告審判決」判時1956号判例評論578号p.172。
- 3) 前掲注2) 関(2007)「判批」p.175。
- 4) 認定事実からXらは平成18年8月から12月の間(8月と10月と11月)に高額療養費の支給を受けており、その支給額から高額療養費の区分(高所得世帯、一般世帯、低所得世帯)にいう一般世帯に属していたと推測される。本判決の認定事実部分においては「高額療養費を支給された月があり、上記の金額は、高額療養費支給後の負担額である」と指摘するにとどまる。また8月が4万200円、10月、11月の金額が両方とも4万4400円であることからこの3回は高額療養費の支給を受けたものと推測される。国民健康保険中央会(2007)『国保担当者ハンドブック〔改訂11版〕』社会保険出版社p.212、国民健康保険中央会(2006)『国保担当者ハンドブック

〔改訂10版〕』社会保険出版社p.215参照。

- 5) 高額療養費制度の創設時における目的は次のように説明される。「治療に要する医療費も高額となる傾向がみられる…自己負担額が相当な負担となり、被保険者の家計を圧迫することとなる。このような事態に対しても、健康保険をより有効に機能させるために新設された」。村岡輝三（1974）「健康保険制度の改善 家族療養費の給付割合引上げ・高額療養費支給制度の新設など」『時の法令』844・845号p.6。
- 6) 旭川市国民健康保険条例事件控訴審判決は「恒常的に生活が困窮している状態にあって保険料を負担することができない者については生活保護法による保護を予定しているものと解されること及び減額賦課の制度が設けられていることからすると、法は、被保険者が恒常的に生活が困窮している状態にあることをもって、保険料の減免を予定しているものと解することはできない（略）法77条の保険料の減免制度は、国民健康保険の被保険者が何らかの事情により一時的に生活が困窮したような場合に、前年の所得等に基づいて産出された保険料が課せられると保険料の納入が困難となる場合があるので、これを救済する目的で設けられた制度であり、同条にいう『特別の理由のある者』は右のような状態にある者と解するのが相当である」と述べる。上告審（最大判平18.3.1判時1923号11頁）も簡潔ではあるものの法77条の解釈について同旨の判断を下した。
- 7) 「減免要件・減免基準等が保険者の条例または規約によって明示されるべきであり、少なくとも、最低限度の生活水準を定めた生活保護基準以下の収入の者すべてが、生活保護受給如何に関わらず減免の対象となるべきである」。原田啓一郎（1999）「判批」『国民健康保険料と租税法律主義—旭川市国民健康保険条例違憲訴訟第一審判決』『法政研究』66巻3号p.1295。「現在の保険料賦課は、賦課対象となるべき所得の範囲や、所得として考慮すべきでない控除の種類については規範的統一性がなく、きわめて錯綜した状況にある。それでは法的に考慮すべき所得水準を何処におくか。憲法上もっとも親和的なのは最低生活水準であろう」。丸谷浩介

（2003）「低所得者と医療受給権」『社会保障法』第18号p.188。

- 8) 旭川市国民健康保険条例事件上告審判決は「法77条の保険料の減免制度は、国民健康保険制度の被保険者が何らかの事情により一時的に生活が困窮したような場合に、前年の所得等に基づいて算出された保険料が課せられると保険料の納入が困難となる場合があるので、これを救済する目的で設けられた制度」であると説明する。
- 9) 平成21年改正以降（本件で問題となっているのは改正前の取扱要領）の取扱要領は次のように定める。「前項の『その生活が著しく困難になった場合において必要があると認めるとき』とは、世帯主が、おおむね過去1年以内の間に前項各号に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく仙北市の条例の定めるところにより市民税が減免され、又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である者（一部負担金の減免等により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。）となったときとする」。また別表に定められた基準も収入の減少率が50%以上で100%の減免、30%以上で50%未満で50%の減免となっており、段階的なものとなっている。

参 考 文 献（注で取り上げたものを除く）

- 台 豊（2010）「医療保険法における一部負担金等に関する考察」『青山法学論集』第52巻第1号p.89。
- 倉田 聡（1999）「社会保険財政の法理論—医療保険法を素材にした一考察—」『北海学園大学法学研究』35巻1号p.17。
- 菊池馨実（2006）「判批」『旭川市国民健康保険条例最高裁判決』『季刊社会保障研究』第42巻3号p.304。
- 島崎謙治（2008）「国民健康保険の保険料減免と憲法25条・14条」西村健一郎＝岩村正彦編『社会保障判例百選（第4版）』p.16。

（つねもり・ゆうすけ 早稲田大学助手）